指定管理業務評価結果書

1 施設の名称等

(1) 公の施設の名称	津山市食肉処理センター
(2) 指定管理者	所在地 津山市国分寺9番地1
	名 称 一般社団法人津山食肉処理公社
	代表者 理事長 大下順正
(3) 公の施設の所管部署	産業経済部 農業振興課
(4) 指定期間	平成27年4月1日~平成30年3月31日
(5) 評価対象期間	平成28年4月1日~平成29年3月31日

2 施設の利用状況

(1) と殺解体実績	牛 2,773 頭・廃用牛 447 頭・豚 360 頭・子牛 16 頭
(2) 事業の内容	センターの施設又は設備の使用の許可に関する業務
	センターの維持管理に関する業務
	センターの使用料の徴収に関する業務

3 収支の状況

(1) 指定管理者の収入	当期収入合計	135,780 千円①=②+⑤
(経常収益)	施設管理事業収入計	114,479 千円②=③+④
	受託収入	74,336 千円③(指定管理料)
	手数料等	40,143 千円④
	と畜解体事業収入計	21,301 千円⑤=⑥+⑦
	受託収入	864 千円⑥(指定管理料)
	解体手数料	20,437 千円⑦
(2) 指定管理者の支出	当期支出合計	126,237 千円①=②+③
(経常費用)	施設管理事業支出	105, 140 千円②
	と畜解体事業支出	21,097 千円③

4 総合評価結果

(1)指定管理者の評価	平成28年度の解体実績は計画に対し、豚30頭・子牛24頭の減少
	であったが、廃用牛を含む牛で20頭の増頭となった。牛の枝肉放射
	能(セシウム)検査の実施状況は、枝肉全部廃棄分と子牛を除く全
	頭で実施し、3,036頭の検査を行った。
	全国的に地方と場でのと畜頭数減少状況の中、最大限努力した。
(2) 市の評価	年次的に指定管理料を減額して来たが、鋭意努力して運営されてい
	ると評価する。全国的な牛不足から処理頭数が減少しているが、更
	に効率的な運営に努めるとともに、衛生面に重視して取り組んでい
	ただきたい。